

■資料⑤ 関連建築基準法令（大意）

建築基準法施行令

（構造耐力上必要な軸組等）

第四十六条 木造建築物は、壁又は筋かいを釣合いよく一定量配置しなければならない。

第四十六条2 前条の例外は、次に掲げる基準に適合するもの。

- イ 木材の品質が、国土交通大臣の定める基準に適合していること。
- ロ 柱脚部が鉄筋コンクリート造の基礎に緊結していること。
- ハ 構造計算によって安全を確かめること。

国土交通大臣の定める基準

昭和 62 年建設省告示第 1898 号

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件

- 一 集成材の日本農林規格
- 二 単板積層材の日本農林規格
- 三 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した集成材
- 四 木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料
- 五 製材の日本農林規格（平成 19 年農林水産省告示第 1083 号）第 5 条に規定する目視等級区分製材の規格又は同告示第 6 条に規定する機械等級区分構造用製材の規格のうち、含水率の基準が 15 パーセント以下（次のイ又はロに掲げる接合とした場合にあっては、当該接合の種類に応じてそれぞれイ又はロに定める数値以下）のもの
 - イ 径 24 ミリメートルの込み栓を用いた接合又はこれと同等以上に乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合 30%
 - ロ 乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合（イに掲げる接合を除く） 20%
- 六 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材のうち、含水率の基準が15%以下